

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（新規）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和4年5月19日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を4級と認定とした部分を不服として、3級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

この難病の主治医の先生に相談したところ、症状の度合いから3級の再申請をした方が良いと勧められた。手の親指の神経は効がなく日常の生活にとっても困っている。足の神経もしびれていて片足で立つことが出来ず歩くのも杖をついてやっとで、物につかま

って立ち上がる状態である。よく転ぶので怪我をしたり骨折をして、去年は3回入院して2回手術を受けた。常に通院している状態である。再度の検討をお願いしたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 7月12日	諮問
令和5年10月16日	審議（第82回第4部会）
令和5年11月24日	審議（第83回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合

における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による委任を受けて「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

- (3) 処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

その際、処分庁は、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）を踏まえつつ、診断書の記載内容全般を基にして、上記のとおり認定基準及び等級表解説に則って、客観的に判定を行うべきものである。

2 本件処分についての検討

以下、本件診断書の記載内容（別紙1参照）を前提として、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

- (1) 本件診断書によれば、障害名が「末梢神経障害」とされ（別紙1・I・①）、総合所見として「体幹の機能障害により歩行困難（片足立ち保持が全く不可能）」、「両母指機能の全廃（MMT2以下で著減）」と診断されている（同・⑤）。

総合所見のうち、体幹の機能障害については、同機能の障害による歩行困難であることから、等級表解説第3・1・(6)によれば、障害の部位を限定して足関節の機能障害として認定することが妥当である。

よって、請求人の障害は、上肢（両手母指）及び下肢（両足関節）の機能障害と判断するのが妥当である。

等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る上肢及び下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

肢体不自由		
級別	上肢の機能障害（手指）	下肢の機能障害（足関節）
4 級	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	
5 級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害	2 一下肢の足関節の機能の著しい障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の

該当する等級の指数を合計したものとするとしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1級	1級	18
11～17	2級	2級	11
7～10	3級	3級	7
4～6	4級	4級	4
2～3	5級	5級	2
1	6級	6級	1
		7級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 本件障害について

(1)のとおり、本件障害は、上肢及び下肢の機能障害と判断することが妥当である。

以下、それぞれの障害の程度について検討する。

ア 両手母指の機能の程度及び等級について

本件診断書についてみると、左右のおや指の中手指節及び近位指節の屈曲、伸展の筋力テストは×（筋力が消失又は著減。近位指節については本件医師への照会により×と判明。）となっているものの、その他の左右の指の筋力テストは全て○（筋力正常又はやや減）であること（別紙1・Ⅲ）、両手握力は右8kg、左11.5kgであること（同・Ⅱ・一）、「動作・活動」の評価の欄（同・二）によれば、上肢機能を使用する項目について、左の単独動作の「食事をする」及び共働動作の「タオルを絞る」が△（半介助）、その他の動作・活動は○（自立）であることが認められる。

手指の機能障害については、おや指の機能障害は摘む、握る等の機能を特に考慮して、その障害の重さを定めなければならないとされているところ（別紙2・第3・2・(1)・オ・(ア)・c）、上記の請求人の状態を踏まえると、両手母指

の機能障害の程度については、全廃には至らない「両上肢のおや指の機能の著しい障害」（５級）と認定するのが相当である。

イ 両足関節の機能障害の程度及び等級について

本件診断書についてみると、足関節機能については、両足とも筋力テストで底屈、背屈は×（筋力が消失又は著減）であること（別紙１・Ⅲ）、歩行能力及び起立位の状況の欄（同・Ⅱ・三）によれば、歩行能力（補装具なし）では１００メートル以上歩行不能、起立位保持（補装具なし）では１０分以上困難であると診断されている。

足関節の機能障害については、「全廃」（５級）の具体的な例として、徒手筋力テストで２以下のもの（別紙２・第３・２・(2)・オ・（ア）・b）としているところ、請求人の左右の足関節の機能障害は、筋力テストの全てが×（筋力が消失又は著減：筋力０、１、２該当）であるから、全廃と認定することが妥当である。

したがって、請求人の左右の足関節の機能障害の程度については、それぞれ「一下肢の足関節の機能を全廃したもの」（５級）と認定するのが相当である。

ウ 総合等級

請求人の上記ア及びイの障害を総合した障害程度については、認定基準７条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされるものである。認定基準に示された等級別指数表によると５級の指数は２であるから、両手母指の機能の著しい障害（５級）、右下肢及び左下肢の足関節の機能を全廃したもの（いずれも５級。指数合計は４のため、下肢の等級は４級。）について、これらの指数を合算すると合計指数は６となるため、総合等級は４級となる。

- (3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は「○病による 上肢機能障害【両母指の著しい障害】（５級）」、「○○病による 下肢機能障害【両足関節機能全廃】（４級）」

総合等級４級と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、本件処分の不当性を主張する。

しかし、上記２・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級４級と認定することが相当であることは上記２記載のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙１及び別紙２（略）